

岩内町立岩内中央学園給食調理業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

岩内町立岩内中央学園給食調理業務

(2) 施設の概要

名称：岩内町立岩内中央学園給食室

所在地：岩内郡岩内町字高台202番地

建築年月：令和8年2月予定

建物構造：鉄筋コンクリート造平屋建

建物面積：377㎡

調理食数：約700食/日

調理方式：ドライシステム

(3) 業務内容

別添「岩内町立岩内中央学園給食調理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 業務委託期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

ただし、業務履行期間は令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

(5) 委託料上限額

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの合計

93,231,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

【内訳】令和8年度：46,615,500円

令和9年度：46,615,500円

なお、この金額は業務規模の目安であって、契約時の予定価格ではない。

2 参加資格要件

本プロポーザルへの企画提案に参加しようとする者は、参加資格として以下の要件のすべてを満たしている者とする。

- ① 参加者又は参加表明をする法人の代表者が成年後見人、被保佐人、被補助人又は破産者でないこと。
- ② 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

- ④ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定による営業許可を有すること。
- ⑤ 過去 3 年以内に、学校給食業務又は大量調理施設調理業務において、食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。
- ⑥ 食品衛生法第 54 条から第 56 条までの規定により許可を取り消され、その取り消しの日から起算して 2 年を経過していること。
- ⑦ 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）に規定する学校給食の調理業務において、本給食室の食数を調理する能力があること。
- ⑧ 北海道内に本店又は支店、営業所を有していること。
- ⑨ 企画提案書の提出日において、令和 7・8 年度の岩内町競争入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「有資格者」という。）であること。
- ⑩ 契約締結までの間に、国、北海道及び岩内町から競争入札参加資格者について指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ⑪ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）及び暴力団又はその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- ⑫ 自己の責任による災害、事故について迅速に対応ができるとともに相応の補償能力があること。

3 契約方法

提出された企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催し、評価が最も優れている事業者を第 1 優先契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

なお、第 1 優先契約候補者に選定された事業者が辞退した場合、若しくは「2 参加資格要件」を満たさなくなった場合は、次点者を第 2 優先契約候補者に選定し、契約の交渉を行うこととする。

また、参加提案者が 1 者の場合にあっても審査を実施し、提案内容が審査基準を満たすと認める場合は、その事業者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

4 質問及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式第 3 号）により提出すること。

(2) 受付期限

令和 7 年 10 月 9 日（木）17 時まで【必着】

(3) 提出場所

「13 担当部署」に同じ

(4) 提出方法

電子メールで提出すること。

※1 持参、口頭及びFAXによる質問は受け付けません。

※2 件名を「岩内町立岩内中央学園給食調理業務に関する質問（貴社名）」とすること。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、質問受付期限後に一括で行うこととし、令和7年10月15日（水）までに、岩内町公式ホームページで公開する。

(6) その他

本要領、仕様書に関する内容以外の質問は受け付けないものとする。

5 施設見学会

日 程：令和7年10月2日（木）

※予備日として令和7年10月7日（火）

集 合：午後1時00分 岩内町役場正面玄関

見学場所：岩内中央学園給食室（建設工事中）

申 込：令和7年9月30日（火）までに施設見学申込書（様式第6号）により電子メールで申込すること（各社2名以内）。

そ の 他：質問の受け付けはしないので、質問書（様式第3号）により質問すること。

6 参加表明手続

(1) 提出書類（各1部）

① 参加表明書（様式第1号）

② 参加表明事業者概要調書（様式第2号）

(2) 提出期限

令和7年10月22日（水）【必着】

(3) 提出場所

「13 担当部署」に同じ

(4) 提出方法

電子メールで提出すること。

(5) 参加資格審査結果の通知等

参加表明書等を審査のうえ、審査結果を令和7年10月24日（金）までに電子メールにて通知するとともに、参加資格要件を有する者に企画提案書等の提出を依頼する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書（様式第4号）

ア 企画提案書は、A4版縦（A3版も可とするが、A4版縦の大きさに織り込むこと。）の

規格で作成し、片面印刷とすること。

イ 枚数には制限は設けないこととし、一連の文書番号を記載すること。

ウ 文章を補完するために、写真やイラスト等を使用しても構わないこととする。ただし、社名やロゴなど提案者が特定できるような図柄は入れないこと。

② 見積書（A4版・任意様式）

合計金額（消費税及び地方消費税の額を含む）のほか、提案内容に示された業務に係る経費の積算内訳（数量含む）についても記載すること。

③ 業務推進体制（A4版・任意様式）

構成メンバーの役職・所属、役割分担の他、本業務の担当者について、業務経歴や経験年数等を記載するとともに、類似業務での実績や特記事項があれば記載すること。

④ 業務実施体制（A4版・任意様式）

業務の実施体制、分担業務の内容について記載すること。

⑤ 作業工程表及び作業動線図

別紙に示す「課題献立」について、作業工程表（任意様式）及び作業動線図（任意様式※添付給食室図面を参考）をそれぞれ作成すること。なお、作成する際、北海道教育委員会「第3次改訂版学校給食衛生管理マニュアル」を参考とすること。

【参考】岩内中央学園における給食開始時間

検食	午前 11時35分
1年生～4年生	午後 0時15分
5年生～9年生	午後 0時25分

(2) 提出部数

紙媒体7部（会社名等を記入したもの1部、記入しないもの6部）

※ プロポーザル審査委員が企画提案書を公平に評価するため、提案した企業名等が特定されないように配慮するためである。企画提案書本文においても、提案企業名がわからないよう配慮すること。

(3) 提出期限

令和7年10月31日（金）午後5時まで【必着】

(4) 提出場所

「13 担当部署」に同じ

(5) 提出方法

持参または郵送

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとする。

(6) 留意事項

① 提出後、企画提案書等の再提出、修正等は一切認めない。

② 本要領や仕様書に示していない内容であっても、本町にとって有益になると思われるものについては、積極的に提案すること。

③ 企画提案書作成に際し、「参考献立①」「参考献立②」を参考とすること。

8 失格要件

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- ① 「3 参加資格要件」を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要領等で示された条件に適合しない場合
- ④ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 審査委員会委員又は関係者に対し、この業務に関する助言を求めることや不正な接触を行った場合

9 企画提案の審査及び選定

(1) 審査委員会の設置

企画提案の審査評価及び候補者の特定を行うため、岩内町立岩内中央学園給食調理業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) プレゼンテーション等の実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、プレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。

なお、企画提案書の提出時点で5者以上の提出があった場合は、審査委員会において1次審査を実施し、1次審査を通過した参加者のみプレゼンテーションを実施する場合がある。その際には、1次審査結果を提案者全員に通知する。

① 実施日

令和7年11月7日（金）

※詳細については、別途通知する。

② 実施場所

岩内町役場庁舎

③ 実施方法

ア 1者の持ち時間は40分以内（提案30分、質疑10分以内）とする。

イ 必要機材のうち、スクリーン及びプロジェクターは本町が用意する。その他の機器については、提案者が準備すること。

ウ プレゼンテーションを実施する際に、提案書提出時に提出していない新たな資料を提出することはできない。

エ 提案者の出席は3名以内とする。

オ プレゼンテーション当日に指定の場所、時刻に来ない場合は、辞退したものとみなす。

カ プレゼンテーションの順番は、企画提案書を受付した順とする。

(3) 契約候補者の選定

審査委員会において、企画提案書・見積書・プレゼンテーションの内容を評価・採点した結果を集計し、最も得点の高かった者を委託契約交渉順位第1位の受託候補者とし、次点の者

を準受託候補者として選定する。

(4) 結果通知

審査結果は、プレゼンテーション参加者に対し、電子メールで通知する。

10 審査基準

審査に対する評価項目、評価内容及び配点は次のとおりとする。

①企業評価（配点40点）

評価項目	評価内容	配点
ア 企業理念	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食に対する基本的な考え方 ・学校給食の意義や特色に対する理解度 ・学校給食調理業務に取り組む意欲 	5
イ 経営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・財政の健全性（自己資本比率等） ・受注件数 ・受注金額 ・技術者数 	5
ウ 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食調理業務受託実績（自校調理方式、学校給食センター方式） ・大量調理業務実績 ・アレルギー食の対応実績 	5
エ 危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・調理事故、異物混入等発生時の対処体制 ・安全、安心の信頼度（食中毒等の発生時対応） 	15
オ 雇用計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地元からの採用 ・現小中学校給食室調理員からの採用 ・継続的な雇用の方針 	10
合 計		40

②技術力評価（配点60点）

評価項目	評価内容	配点
ア 提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の専門性、サービス水準、安定的な提供に関する実施方針 ・安全衛生管理体制 ・アレルギー食対応の方針 	15
イ 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制 ・勤務ローテーション ・従事者休暇等における代替確保体制 ・作業工程、作業動線 	15

ウ 衛生管理	・衛生管理に対する考え方 ・食中毒、異物混入防止対策 ・報告、連絡、責任体制	10
エ 職員研修・移行準備	・従事者に対する巡回指導 ・職員研修計画（受託から給食開始までの期間、調理期間、学校長期休業期間）	10
オ 食育授業の充実	・学校、栄養教諭と連携した食育授業への協力、提案	10
合 計		60

11 契約に関する事項

- (1) 本業務委託契約は、指名選考委員会での審議を経た後、正式に見積書を徴収の上、随意契約の方法により契約を締結するものとする。ただし、受託候補者との協議が合意に達しない場合は、準受託候補者と同様の協議を行うものとする。
- (2) 本業務の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ再委託の内容・再委託先・その他再委託に対する管理方法などを書面により提出し、町の承認を得なければならない。なお、再委託先の作業等に関し一切の責任は受託者が負うものとする。
- (3) 契約締結後においても、受託者に本提案における失格事項、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

12 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、一切返却しないものとする。
- (3) 企画提案書等のため作成した資料や本町から受領した資料は、本町の許可なく公表又は使用することはできない。
- (4) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の受託候補者の選定のみを使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (5) 本プロポーザルにおいて使用する言語や通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) 参加者が1者のみであっても、参加資格を有する業者であれば本プロポーザルを実施するものとする。
- (7) 審査結果及び選定者名は公表する。
- (8) 参加表明書又は企画提案書の提出後に辞退する場合には、辞退理由等を記載した辞退届（様式第5号）を提出すること。辞退することによって、今後の岩内町との契約等に不利益な取扱いをするものではない。

13 担当部署

〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1

岩内町教育委員会 総務・学校整備課総務係

TEL：0135-67-7099 FAX：0135-67-7105

E-mail：gimu@town.iwanai.lg.jp

14 スケジュール（予定）

本プロポーザルの実施スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

実施内容	日 程
プロポーザル実施公告	令和7年 9月26日（金）
施設見学会	令和7年10月 2日（木） ※予備日：令和7年10月7日（火）
質問書の提出期限	令和7年10月 9日（木）
質問書の回答期限	令和7年10月15日（水）
参加表明書の提出期限	令和7年10月22日（水）
参加資格審査結果通知	令和7年10月24日（金）まで
企画提案書等の提出期限	令和7年10月31日（金）
プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和7年11月 7日（金）
選考結果通知	令和7年11月中旬予定
業務委託契約の締結（随意契約）	令和7年11月下旬予定